

**特許権侵害紛争の審理における法律適用についての
若干問題に関する最高人民法院の解釈
(意見募集稿)**

2009年6月18日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

特許権侵害紛争の審理における法律適用に

についての若干問題に関する最高人民法院の解釈

(意見募集稿)

特許権侵害紛争の正確な審理のため、『中華人民共和国特許法』特許法および『中華人民共和国民事訴訟法』等の関連法律の規定に基づき、実際の判決内容をふまえて、本解釈を制定する。

第一条 権利者が発明または実用新案特許権の保護を請求する場合は、その主張する請求項を明確にしなければならない。人民法院は権利者が主張する請求項に基づき、特許法第五十九条第一項の規定により特許権の保護範囲を確定しなければならない。権利者が一審の法廷弁論終了前に主張する請求項を変更した場合、人民法院はこれを認めなければならない。

一審の判決前に権利者が主張した請求項について無効が宣告され、特許権がその他の請求項に基づいて引き続き有効とされ、権利者が当該その他の請求項により特許権の保護範囲の確定を求めた場合、人民法院はこれを認めなければならない。上述の無効宣告が一審判決後、二審判決前に下され、権利者が一審で主張しなかった請求項により特許権の保護範囲の確定を主張した場合、第二審人民法院は当事者の自由意志の原則に基づき、当該新たに主張された請求項について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、第二審人民法院は権利者に改めて提訴するよう告知する。権利者がすでに主張している請求項について第一審人民法院が裁判を行っていない場合、第二審人民法院は当事者の自由意志の原則に基づき、調停を行うことができる。調停が成立しない場合、第二審人民法院は第一審に差し戻す。但し、当該裁判が行われていない請求項が権利侵害の認定に影響しない場合はこの限りではない。

権利者が従属請求項により特許権の保護範囲の確定を主張した場合、人民法院は当該従属請求項に記載された付加的な技術的特徴および当該従属請求項が引用する請求項に記載された技術的特徴の両方に基づいて特許権の保護範囲を確定しなければならない。

第二条 人民法院は、所属分野の通常の技術者が明細書及び図面等を読んで理解した請求項の内容によって発明または実用新案特許権の保護範囲を確定しなければならない。所属分野の通常の技術者が理解した請求項の内容と請求項の文言上の意味が異なる場合、所属分野の通常の技術者が理解した請求項の内容に基づいて特許権の保護範囲を確定する。

特許権の保護範囲は特許の発明の目的と合致しなければならず、特許が克服すべき従来技術の欠陥または不十分な技術方案を含んではならない。

第三条 人民法院は、明細書及び図面、特許請求の範囲のその他の請求項、並びに特許審査の包袋を用いて請求項の関連する内容を解釈することができる。請求項の用語について明細書に特別な定義がある場合、当該特別な定義をもって請求項の用語の意味とする。上述の方法によっても請求項の用語の意味を確定できない場合は、辞典類や教科書などの公知文献及び所属分野の通常の技術者が理解する通常の意味をふまえて解釈を行う。

第四条 特許法第五十九条に規定される「発明または実用新案特許権の保護範囲」は、請求項に記載された技術的特徴によって限定される範囲を含む。権利者が、特許権の保護範囲について、均等な技術的特徴によって限定される範囲が含まれることを主張した場合、人民法院は当該均等な技術的特徴に基づいて特許権の保護範囲を確定しなくてはならない。

前項にいう均等な技術的特徴とは、請求項に記載された技術的特徴と比較して、基本的に同一の方法をもって、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、かつ所属分野の通常の技術者が、侵害行為の発生時において創造的な労働を要することなく想到できる特徴を指す。

第五条 請求項において機能または効果により技術的特徴が表されている場合、人民法院は明細書および図面に表された当該技術的特徴の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態に基づき、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

第六条 明細書または図面においてのみ示され、特許請求の範囲に記載されていない技術方案について、権利者が特許侵害訴訟において、特許権の保護範囲に当該技術方案が含まれることを主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第七条 特許授權または無効宣告手続において、特許出願人、特許権者が自発的に、または審査官の要求に応じて請求項について限定的な補正または陳述を行い、権利者が特許権侵害訴訟において、特許権の保護範囲に当該放棄された技術方案が含まれることを主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第八条 人民法院は、イ号物件にかかる技術方案が特許権の保護範囲に属するか否かを判断する際、権利者が主張する請求項に記載されているいかなる技術的特徴についても省略してはならない。

イ号物件にかかる技術方案が、請求項に記載されているすべての技術的特徴と同一または均等の特徴を有している場合、人民法院はイ号物件にかかる技術方案は特許権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。イ号物件にかかる技術方案の技術的特徴が、請求項に記載されているすべての技術的特徴と比較して、請求項に記載されている一以上の技術的特徴を欠いている場合、または一以上の技術的特徴が同一でも均等でもない場合、人民法院はイ号物件にかかる技術方案は特許権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

第九条 人民法院は、意匠特許にかかる製品と同一または類似区分の製品において、登録意匠と同一または類似する意匠に基づき、特許法第五十九条第二項の規定する意匠権の保護範囲を確定しなければならない。

製品区分が同一または類似であるが、イ号物件のデザインと登録意匠が同一でもなく類似でもない場合、またはイ号物件のデザインと登録意匠が同一または類似であるが、製品区分が同一でもなく類似でもない場合、人民法院はイ号物件のデザインは意匠権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

第十条 本解釈の第九条にいう同一区分の製品とは、用途が同一である製品を指す。類似区分の製品とは、用途が類似している製品を指す。

人民法院は、国際意匠分類表および簡単な説明に記載されている製品名称、用途を参考にし、また製品の販売状況、実際の使用状況などの要素を考慮して、製品の用途を認定できる。

第十一条 人民法院が意匠の同一または類似について判断する際は、意匠特許にかかる製品の関連する公衆の知識水準及び認知能力を基準としなければならない。

前項における関連する公衆とは、登録意匠に関連するデザインの状況について常識的な理解を有し、かつ異なる意匠同士の形状、模様、色彩上の相違について一定の識別能力を有するが、通常は形状、模様、色彩の微細な変化には注意を払わない者を指す。

第十二条 人民法院は意匠の同一または類似について判断する際、意匠の全体的な視覚的効果に基づき、意匠特許権の保護範囲内のすべてのデザインの特徴を総合的に考慮しなければならない。但し、製品の技術的機能を実現するために採用される唯一のデザインの特徴及び製品の材料、内部構造等の全体的な視覚的効果に影響を与えない特徴については、これを考慮すべきではない。

イ号物件のデザインと登録意匠が、全体的な視覚的効果において関連する公衆に混同を生じさせ得る場合、人民法院はイ号物件のデザインは登録意匠に類似すると認定しなければならない。イ号物件のデザインが、登録意匠のデザインの要部を含まない場合、イ号物件のデザインと登録意匠は全体的な視覚的効果において関連する公衆に混同を生じさせないと認定しなければならない。

前項にいうデザインの要部とは、従来意匠と比較して関連する公衆に対して顕著な視覚的影響を生じさせ得る登録意匠のデザインの特徴を指す。人民法院は意匠の簡単な説明を参考にしてデザインの要部を認定することができる。

第十三条 特許製品の組立てを行った場合、人民法院は特許法第十一条および第六十九条に規定される「製造」に該当すると認定しなければならない。但し、製品が、通常、一組の組立部品として対外的に販売され、販売者または使用者が自ら組み立てる場合を除く。

特定の包装物の意匠特許にかかる製品を回収し、同一または類似区分の製品の包装に使用した場合、人民法院は特許法第十一条および第六十九条に規定される「製造」とみなさなければならない。

第十四条 発明または実用新案特許権を侵害する製品を他の製品の部品とし、当該他の製品を製造した場合、人民法院は特許法第十一条および第六十九条に規定される「使用」に該当すると認定しなければならない。当該他の製品を販売した場合、人民法院は特許法第十一条および第六十九条に規定される「販売」に該当すると認定しなければならない。

意匠特許権を侵害する製品を他の製品の部品とし、当該他の製品を製造しかつ販売した場合、人民法院は特許法第十一条および第六十九条に規定される「販売」に該当すると認定しなければならない。

前二項の規定する場合について、権利侵害被告間で分業協力体制が存在する場合、人民法院は特許法の第十一条および第六十九条に規定される「製造」に該当すると認定しなければならない。権利侵害被告が権利侵害製品の合法的な出所を提供しない場合、または提供した権利侵害製品の合法的な出所が虚偽であった場合、人民法院は特許法第十一条および第六十九条に規定される「製造」に該当すると推定しなければならない。

第十五条 特許方法を使用して得た第一次製品については、人民法院は特許法第十一条および第六十九条に規定される「特許方法により直接得られた製品」にあたりと認定しなければならない。

当該第一次製品をさらに加工、処理し、後続の製品を獲得する行為について、人民法院は特許法第十一条に規定される「当該特許方法により直接得られた製品の使用」に該当すると認定しなければならない。

第十六条 行為者が、関連する製品が特定の発明または実用新案特許を実施するためにのみ使用される原材料、中間製品、部品、設備等であることを知りながら、それを第三者に提供して第三者が特許権を侵害する行為を実施し、権利者が、当該行為者と第三者は連帯民事責任を負うことを主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。当該第三者の実施が生産経営の目的ではない場合に、権利者が当該行為者は民事責任を負うことを主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十七条 発明または実用新案特許の侵害訴訟の被告が公知技術の抗弁を主張し、特許権の保護範囲に属するとして訴えられたイ号物件にかかる技術方案における全ての技術的特徴が、一の従来技術方案の対応する技術的特徴と同一または均等である場合、人民法院は特許法第六十二条に規定する「権利侵害被告は、その実施した技術が従来技術に属することを証明する証拠を有する」と認定しなければならない。

権利侵害被告がすでに公開されている特許抵触出願（訳注：日本でいう拡大先願に相当）により権利侵害にはあたらないという旨の抗弁を主張した場合、人民法院は前項の規定を参照し、適用できる。

第十八条 意匠特許権の侵害訴訟の被告が公知意匠の抗弁を主張し、イ号意匠が一の従来製品にかかる意匠と同一または類似している場合、人民法院は特許法第六十二条に規定される「権利侵害被告は、その実施した意匠が従来意匠に属することを証明する証拠を有している」と認定しなければならない。

権利侵害被告がすでに公開されている特許抵触出願により権利侵害にはあたらないという旨の抗弁を主張した場合、人民法院は前項の規定を参照し、適用できる。

第十九条 権利侵害被告が非合法に獲得した技術またはデザインにより先使用权の抗弁を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

下記の状況のいずれかにあてはまる場合、人民法院は特許法第六十九条第(二)項に規定される「すでに製造、使用に必要な準備をした」と認定しなければならない。

(一) 発明創造の実施に必要な主要技術設計図または技術文書をすでに完成させている場合。

(二) 発明創造の実施に必要な主要設備または金型をすでに製造または購入している場合。

特許法第六十九条第(二)項に規定される「もとの範囲」には、特許出願日以前にすでに存在する生産規模及び既存の生産設備を利用して又は既存の生産準備に基づいて達成可能な生産規模が含まれる。

先使用权者が特許出願日後、すでに実施または実施に必要な準備をした技術またはデザインについて譲渡または他人に実施許諾をし、且つ当該実施行為はもとの範囲内で継続的に実施されたものであると主張した場合、人民法院はこれを支持しない。ただし、当該技術またはデザインがもとの企業とともに譲渡または承継された場合はこの限りではない。

第二十条 特許権者の同意を経て、特許が国家、業界または地方の標準制定組織が公布した標準に組み込まれ、かつ該標準が当該特許を公表していない場合、人民法院は、他人が当該標準を実施すると同時に当該特許を実施することを特許権者が許諾したと認定することができる。ただし法に基づき、標準に定められた形式によってのみ実施可能な特許はこの限りではない。特許権者が標準の実施者に対し、実施料の支払いを要求する場合、人民法院は特許の革新性及びその標準内における役割、標準の属する技術分野、標準の性質、標準の実施範囲などの要素を総合的に考慮した上で、実施料の金額を合理的に確定しなければならない。ただし特許権者が実施料の放棄を承諾した場合はこのかぎりではない。

標準が当該特許およびその実施許諾条件を公表し、他人が公表された条件に従わずに当該特許を実施し、当事者が公表された実施許諾条件に従い実施するよう主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。公表された実施許諾条件が明らかに不合理である場合、人民法院は当事者の申請を経た上で適切な調整を行うことができる。実施許諾条件が未公表または公表されている実施許諾条件が不明確な場合、当事者同士が協議を行い解決することができる。協議が成立しない場合、人民法院に対して確定するよう申請することができる。

法律、行政法規に実施標準における特許に関して別途規定がある場合、その規定に従う。

第二十一条 人民法院が、特許法六十五条第一項の規定に基づいて「権利侵害者が権利侵害により得た利益」を確定する場合、権利侵害者が特許権侵害行為そのものにより得た利益に限らなければならない。権利侵害者が得た利益が他の要素とともに発生したものである場合、他の要素により発生した利益は、権利侵害者が権利侵害により得た利益から除かなくてはならない。

発明、実用新案特許権の侵害にかかる製品が、他の製品の部品である場合、人民法院は当該部品自身の価値及び最終製品が利潤を生み出す上で当該部品が果たす役割などの要素に基づき、合理的に賠償額を確定しなければならない。部品が、最終製品の技術的機能または効果を実現する上で要となる部品であり、かつ最終製品の価値が主に当該部品によって決定される場合、人民法院は最終製品の利潤に基づき賠償額を算定することができる。

意匠特許権の侵害にかかる製品が包装物である場合、人民法院は包装物自身の価値及び包装された製品が利潤を生み出す上で当該包装物が果たす役割などの要素に基づき、合理的に賠償額を確定しなければならない。包装物の意匠が一般消費者を当該製品の購買へと導く際の主要な要素であり、かつ包装された製品と販売時において不可分である場合、人民法院は包装された製品の利潤に基づき賠償額を算定することができる。

第二十二条 人民法院は、特許法第十三条に規定される発明特許の臨時保護（訳注：日本の補償金請求権に相当）期間における実施料紛争事件を審理する場合、特許権侵害に関する法律規定を参照し、適用することができる。

人民法院は、権利侵害被告が臨時保護期間に発明特許を実施したか否かについて判断する際、特許出願公開時の特許権の保護範囲と特許授権公告時の特許権の保護範囲が一致していない場合、狭いほうの特許権の保護範囲を基準としなければならない。

第二十三条 権利者が他人に対して特許権侵害の警告を発送し、警告を受けた者または利害関係人が書面で権利者に訴権を行使するよう催告し、権利者が当該催告文書を受け取った日から一ヶ月以内に、警告の撤回も訴訟の提起も行わず、警告を受けた者または利害関

係人が人民法院に対して、その行為が特許権を侵害するのものではない旨を確認するよう請求する訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第二十四条 製品または製品の技術方案が特許出願日以前に国内外で公知でない場合、人民法院は当該製品を特許法第六十一条第一項に規定される「新製品」として認定しなければならない。

第二十五条 特許権侵害として訴えられた行為が2009年10月1日以前に発生した場合、改正前の特許法を適用する。2009年10月1日以後に発生した場合、改正後の特許法を適用する。

以上